

嘉手納村広報

所 光 社
 行 役 所
 村 人 盛 所
 納 集 行 行
 手 編 集 行 行
 島 袋 袋 袋
 研 印 文

廣報活動について

「住民による民主的統制を充分ならしめるための着眼点」として、近時ガラス張りの政治や行政が強く要望されておられます。

勿論民主政治下にある自治団体の一構成分子たる村民として、自村の行政活動に関心を示さないとすることはありえず、又あつてはいけないことだと思えます。

しかし乍ら、今日の行政は、戦前の一上級官庁からの天降りのな命令だけを遵守すれば足りる」と云う単純なものではなく、限り無い住民の要望を、その力に応じて、百パーセント以上の成果を上げながら達成しつつ、逐年活動進展してゆかねばならぬと云う使命があり、これが実践は複雑多岐にして且つ広汎であり、唯関心だけでは自村の活動振りを監視し、行政の成果を批判し理解することは困難であります。そこには、今日の複雑な行政の実体を理解できる程度の知識が必要であり且つ、その知識を何人でも容易に取得できるならんかの方法が必要であつたと思ひます。

民主政治が住民による民主的統制を要求して居る以上、私達は、私達が、その行政をゆだねておる私達の代表者として常に監視し、批判する義務があると思ひます。しかし、この義務を村民に完うして貰うためには、この複雑広汎な今日の行政実体を如何にして村民に知らせるかが問題であると思ひます。その知らせる方法の一つとして現、在各市町村では盛に広報活動をやつており、本村も茲に第一号を発刊したわけあります。しかし乍らこの広報の内内容や使用語句等につきましても、判読できる人がおり、できぬ人がおり、住民の知識能力も千差万別であるためにこの広報活動が行政の実体を住民に知らせる絶対的な方法とは言えないのであり、今後この点に苦心し工夫と努力を続けて行き度いと思つてあります。唯この広報が右に述べた趣旨に幾分でも沿うことが出来たら幸いと思ひます。

次ぎに本村の「広報発行規程」を掲載致しましたので村政に対する批判や要望等は御意見等ありましたら、村役所内広報発行係宛御投稿下さい。(投稿は字数五百字以内必ず住所氏名職業年令記載のこと)

嘉手納村広報発行規定

第一条 本村は村政の民主的にして円滑な運営と発展を図り、村民の理解と公権に資するため広報を発行する

第二条 広報の名称は「嘉手納村広報」とする。

第三条 広報には概ね次の事項を登載する。

- 一、村政全般の普及宣伝及び報道に関する事項
- 二、村政についての村民に周知又は協力を必要とする事項

村政運営の基盤となる村勢の実態や事業の状況など、村民各位に御報告する為にかねてより村広報の発行を企画しておりましたが、今回その第一号を発刊する運びとなりましたのでこの機会を利用して本村の特殊事情と村政に対する所見の一部を述べたいと思ひます



村広報発刊の辞

村 長 喜 友 名 朝 誓

二千、地理的条件と村民の努力によつて逐年都市的發展をなし村民の生活も外観安定して参りました。しかしながら、全面積の八十九パーセントが軍用地に接収され、元農民は耕地を失い、安定した職業もなく、其の生活は毎年支払われる軍地料と軍作業の賃銀により維持されておられます。

本村の地域が嘉手納飛行場周辺軍施設に隣接して居るため、軍関係の仕事が多く米軍人相手の業者が繁栄し、それに関連して基地経済に立つ本村の経済

- 三、村政に対する民意に関する事項
 - 四、その他必要と認める事項
- 第四条 広報は毎月十五日に発行する但し、必要によつて随時発行し、又は休刊することが出来る。
- 第五条 広報は村長において必要と認められたものに対し無料配付する。
- 第六条 広報には有料をもつて一般広告を登載することが出来る。
- 第七条 広報の編集は、総務課に於て

行い編集長兼発行人は助役を以つてあてる。

第八条 編集その他広報事務について必要な事項は編集長が村長の承認を以て別に定める。

附 則

この規程は、一九五七年七月一日から施行する。

て狭くなり。反面人口が一萬二千に増加し、その周囲は軍用地に圍繞されて生活し、軍作業やサービス自由業等將來不安定な業態による基地経済に、依存しているという特殊事情を深く認識すべきであると思ひます。

殊に最近本村軍用地の七十パーセントに当る二二七万坪余が限定付土地保有に當り、御協力を御願ひするたために発刊するものであります。

誠に粗辞であります。村政に対する所見の一端を述べて発刊の辞と致します。

今回嘉手納村が村広報を創刊せらるるに当り議会議員の一人として祝辞を申し述べたいと存じます。

村政運営の実状を村民に詳らかに御知らせする事は理事者として当然の義務であり、村民と亦実想を知る事に依り協力が出来る次第で斯る意味から申しても広報の発刊は意義ある事で祝福すべき事と存じます。

嘉手納村議会で議会の運行状況を御知らせするため去年「議会広報」創刊号を発行したのは村民各位が御承知の通りであり近く二号を続刊すべく準備中であります。



嘉手納村広報の

発刊を祝す

嘉手納村議会議長 喜世川可誓

ましたので、己む無く北谷村から分村し、嘉手納村として発足してから早や十年を数え、村理事者や議会も三期を閲し年を重ねる毎に村政も軌道に乗

りつつありますし、拾年前四千人内外だった人口も一万二千余の三倍に増え今や人口や財政面から見ても全琉の標準的中村と云える迄に生長して参りました。

三選後の議会運営状況を振り返つて見ますと教育の振興体育の向上に資すべく多額の教育補助金及び体協補助金を出すし、琉球政府の援助も仰ぎつつ相当額の村費を投じて道路排水の整備改善を計るし、村商工会の育成にも意を注

ぎ、ドル交換所の設置にも補助金を出したし、消防費を増額して其の強化を図るし、青年会、婦人会、子供を守る会えも相当額を補助してその育成に努め、尚慰霊塔建設費も助力して拾参年忌を執行して遺族を安んぜしめ、又生活改善の一步として本年から初めた村一円の生年合同祝にも助成する等村民の冗費節約面にも寄与致して居ります。

一方村政を明るくするため特別会計を廃止するし、村民の利便に資すべく、条例規程の整備改善にも意を注ぎ、近くは清掃条例をも制定して環境衛生の改善向上を図り、又離園たつた役所敷

地移転問題も無事解決して新庁舎を建設すべく目下努力中でありませう。

我が嘉手納村民の大半は全琉各地から集つてこられた人達であり、村の形態は半都会的の村で、純農村でもなければ純商工都市でもありませんが、前年から実施された新区制により民心は隣保愛に深まりつつあり、これから互に協力し合えば立派な理想村が築けるものと思ひます。広報発刊を機に村理事者や村議会への要望等があれば此の広報を利用して申述べられ今後の研修に寄与せられる様御願致し祝辞と致します

一九五八年度の当初予算については法の一部改正について審議中であつた一九五七年七月一日に村議会で予算総額五、六〇一、三三三円が議決されましたが、その当時は立法院で市町村税

一九五八年度

豫算について

法の一部改正について審議中であつた一九五七年七月一日に村議会で予算総額五、六〇一、三三三円が議決されましたが、その当時は立法院で市町村税

費に変動が生じたので現在までに三回の追加更正を行つております。第三回目の追加更正予算は、去る二月四日に議決されましたが、その結果予算総額七、八七六、九二八円となつており、この内他からの依存財産が二十九パーセントの二、三〇八、六三三円であり、自己財源が五、五六八、二九六円となつております。なお左表により御承知下さい。

才入		才出		計	
別	金額	別	金額	金額	金額
議 会 費	三、七九六	議 会 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
役 所 費	三、四〇〇	役 所 費	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇
土 木 費	三、七九六	土 木 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
社 会 及 び 勞 働 設 置 費	八、八七六	社 会 及 び 勞 働 設 置 費	八、八七六	八、八七六	八、八七六
保 健 衛 生 費	三、七九六	保 健 衛 生 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
産 業 經 済 費	三、七九六	産 業 經 済 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
財 政 費	三、七九六	財 政 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
運 轉 費	三、七九六	運 轉 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
公 債 費	三、七九六	公 債 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
諸 支 出 費	三、七九六	諸 支 出 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
予 算 外 費	三、七九六	予 算 外 費	三、七九六	三、七九六	三、七九六
才 入 計	五、六〇一、三三三	才 出 計	五、六〇一、三三三	五、六〇一、三三三	五、六〇一、三三三
村 交 付 税	八、八七六	村 交 付 税	八、八七六	八、八七六	八、八七六
市 町 村 交 付 税	八、八七六	市 町 村 交 付 税	八、八七六	八、八七六	八、八七六
財 産 收 入	三、七九六	財 産 收 入	三、七九六	三、七九六	三、七九六
分 担 金 及 び 負 担 金	三、七九六	分 担 金 及 び 負 担 金	三、七九六	三、七九六	三、七九六
夫 役 及 び 現 品	三、七九六	夫 役 及 び 現 品	三、七九六	三、七九六	三、七九六
使 用 料 及 び 手 数 料	三、七九六	使 用 料 及 び 手 数 料	三、七九六	三、七九六	三、七九六
政 府 支 出 金	三、七九六	政 府 支 出 金	三、七九六	三、七九六	三、七九六
寄 附 金	三、七九六	寄 附 金	三、七九六	三、七九六	三、七九六
繰 上 金	三、七九六	繰 上 金	三、七九六	三、七九六	三、七九六
繰 下 金	三、七九六	繰 下 金	三、七九六	三、七九六	三、七九六
雑 収 入	三、七九六	雑 収 入	三、七九六	三、七九六	三、七九六
村 雑 収 入	三、七九六	村 雑 収 入	三、七九六	三、七九六	三、七九六
才 入 計	五、六〇一、三三三	才 出 計	五、六〇一、三三三	五、六〇一、三三三	五、六〇一、三三三

1957年度歳入歳出決算について

才入総額 5,628,993円50銭也
 才出総額 5,067,990円80銭也
 才入才出差引残金 561,002円70銭也

歳入内訳

科目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
村税	2,278,115	2,484,178.70	1,854,905.80	20,932.80	608,340.10	206,063.70
市町村財政調整交付金	826,080	826,080	826,080	—	—	—
財産収入	1,123,602	1,838,034	1,838,034	—	—	714,432
負担金	1	—	—	—	—	△ 1
夫役及現品	2	—	—	—	—	△ 2
使用料及手数料	352,891	389,000	389,000	—	—	36,109
政府支出金	780,778	646,394	646,094	—	300	△ 134,384
寄附金	6,000	7,240	7,240	—	—	1,240
繰入金	1	—	—	—	—	△ 1
繰越金	20,000	132.20	132.20	—	—	△ 19,867.80
雑収入	8,506	67,507.50	67,507.50	—	—	59,001.50
村債	2	—	—	—	—	△ 2
才入合計	5,395,978	6,258,566.40	5,628,993.50	20,932.80	608,640.10	862,588.40

旧才未たすけあい運動結果報告

- (1) 対象 (イ) 扶助世帯 110世帯
 (ロ) 困窮世帯 130世帯
 計 240世帯

(2) 村子算で購入せる物資

品名	数量	備考
ソーメン	240斤	各世帯1斤宛
タオル	240枚	全 1枚宛
お茶	240コ	1コ10円 各世帯1コ宛
ノート	580冊	扶助世帯内小、中校児童93人を対象
鉛筆	480本	全 上

(3) 各区より拠出された物資

区名	品名	数量	備考
1区	米	1斗3升	56束
2区	ソーメン	3斗1升	
3区	米	2斗	2斗5升
4区	米	2斗5升	
5区	米	2斗3升	2斗
6区	米	2斗	
7区	米	7升8合	637円
8区	現金	8升	
9区	現金	875円	2斗5升
10区	米	2斗	
11区	現金	110円	1箱 (30斤入)
	ソーメン	1箱	

(4) 個人の多量拠出の分

氏名	品名	数量	備考
名嘉 賀昌	米	1 袋	(72kg入)
知花 英夫	ソーメン	2 箱	(30斤入)
山本 達人	ソーメン	2 箱	(全 上)
長嶺 松重	ソーメン	2 箱	(全 上)

歳出内訳

科目	予算現額	支出済額	不用額	備考
議会費	346,756	284,564	62,192	
役所費	2,407,826.50	2,386,369	21,457.50	
消防費	275,142	272,068.50	3,073.50	
土木費	861,300	683,673	177,635	
社会及労務施設費	652,356	625,250	27,106	
保健衛生費	265,139	264,410	729	
産業経済費	228,299	195,648.50	32,650.50	
財産費	50,001	50,000	1	
選挙費	86,776	85,873	903	
公債費	6,751	5,400	1,351	
諸支出費	214,739.80	214,734.80	5	
予備費	883.70	—	883.70	
才出合計	5,395,978	5,067,990	327,887.20	

残額金 561,002円70銭也は58年度へ繰越す。

去る二月一日より十五日間全島一斉に展開された第二回旧才未たすけあい運動も皆様の多大なる御協力と御奉仕に依りその意図するところの成果を充分納め得たものと確信し深く感謝申し上げます。戦後十年余私達の生活もやゝ安定したかに見えますが、裏面では不遇の生活にあえぐ人達が未だ沢山あり本村内でも二百四拾世帯の貧困家庭を数えております。彼等も苦難の中にあつて旧正を間近にひかえ困惑しておつた事と存じますが、皆様の時機を得た温い救援の手に必ずや前途に光明を見出し厚生するものと信じます。私達の社会を明るくしなされる不遇の人達を一人でも少なくするために今後共一層の御支援をお願い申し上げます。尚次ぎに今回のたすけあい運動で提出された物品を各区毎に掲載致しました。

才二回旧才未たすけあい 運動の結果報告

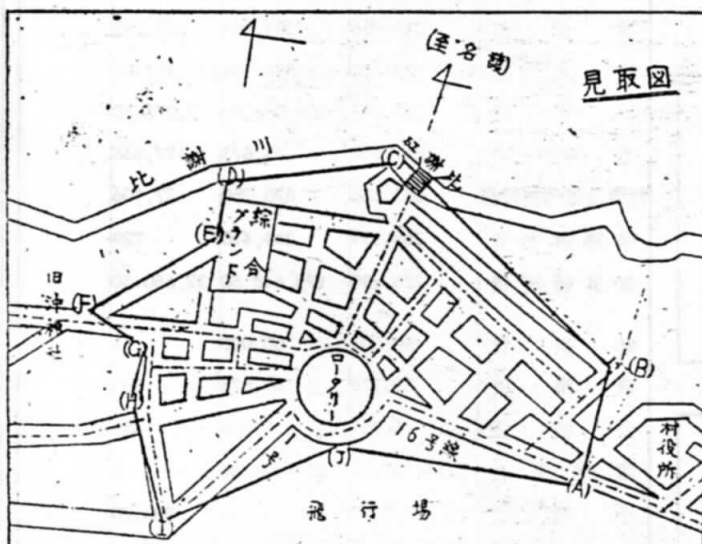
既往七ヶ年の人口及び有権者調

毎年12月末日現在

年 度	人 口			世 帯 数	有 権 者		
	男	女	計		男	女	計
1951年	3,387	3,776	7,163	1,505	1,540	2,045	3,585
1952年	3,828	4,288	8,116	1,732	1,746	2,295	4,041
1953年	4,132	4,600	8,732	1,838	1,832	2,393	4,225
1954年	4,375	4,815	9,190	1,858	1,902	2,452	4,354
1955年	4,571	4,981	9,552	1,909	2,024	2,587	4,611
1956年	4,867	5,273	10,140	1,956	2,227	2,825	5,052
1957年	5,322	5,829	11,151	2,316	2,406	3,026	5,432

これだけは是非知っておきましょう

- 1、戸籍に関する色々の手続は村役所の戸籍係りに申し出て下さい。
- 2、届出の手続には、本籍、住所、筆頭者(戸主)、生年月日等が必要で、現住所の番地は、諸届に必要です。から必ず覚えておきましょう。
- 3、出生届
 - 1、出生届は、子供が生まれた日から十四日以内に届出をして下さい。
 - 2、子供が嘉手納村内で生れた場合には、誰でも届出をすることができます。(外国人以外)
 - 3、子供の名前は、当用漢字または人名用漢字の内から付けて下さい。(漢字の場合)
 - 4、届書用紙は、産婆又は役所の戸籍係から貰って下さい。(但し用紙代金手数料金△△)
- 4、死亡届
 - 1、死亡届は、死亡してから七日以内にして下さい。
 - 2、嘉手納村内で死亡した場合には誰でも届出をすることが出来ます。(外国人以外)
- 1、婚姻届
 - 1、婚姻届は、男満十八才から二十才まで、女は満十六才から二十才までは父母の承諾が必要で、届書の提出数
 - 1、届書は、その事件毎に事件の関係市町村の数と同じ枚数を出して下さい。



●蚊と蠅のいない生活を目標に清掃条例を制定し

昨年十二月三日付で本村の一部(別記見取図参照)が特別清掃地域として行政主席の指定を受けましたので、これに於いて去る二月三日の第一回村議会で嘉手納村清掃条例を制定し環境衛生の充実強化を図ることになりました特別清掃地域内に住んでおる私達が守らなければならないことは概ね次のとおりであります。

- 一、各世帯は必ず汚物容器(ちり箱)を設けなければならない。
- 二、特別清掃地域内にある家畜舎、家禽舎、堆肥舎などは早急に規則で定める基準に従い衛生的な建築物に改築しなければならない。

種別	取 扱 区 分	単 位	手 数 料
ごみ	処理量によるもの	一キログラムまで	二円以内
燃えがら	処理量によるもの	三十キログラムまで	四十円以内
犬ねこの屎	処理量によるもの	一月(二斗相当量)一個につき	十円以内
その他	申請による収集、運搬、処分		二十円以内

調査の結果早急に改築出来ないと思われる者は一九五九年二月末日までは改築するようになっております。

三、今後特別清掃地域で前記家畜舎、家禽舎、堆肥舎を新たに設置しようとする者は、村長に届出するようになつております。

四、特別清掃地域内で、ごみや糞その

五、村内の汚物(ちりやごみ、シ尿等)は汚物取扱業者をして処理させることとなりますがその時に取扱業者が各受取手数料は左表のとおりであります。

地点	嘉手納村字屋良五八六番地
A	字嘉手納一四〇番地
B	字嘉手納三二五番地
C	字嘉手納三二三番地
D	字嘉手納三〇八番地
E	字嘉手納四三四番地
F	字嘉手納四三三番地
G	字永釜五五七番地
H	字嘉手納四九五番地
I	字嘉手納五四八番地
J	字嘉手納七〇三番地

の順序に結ばれた線内に囲まれた地域